

## 第三次三重県行財政改革取組における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しを行うとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組みます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	備蓄倉庫 ＜直営＞	<p>廃止（売却）</p> <p>当該施設は、防災関係資機材を保管する目的で平成2年に建設され、現在も資機材を保管している。現在の場所でなければならない理由がないこと、資機材の移動先も確保可能であることなどから、廃止（売却）の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.7まで 保管している資機材の要・不要の分別</li> <li>・H30.8 必要な資機材の移動</li> <li>・H30.11 第二次みえ県有財産利活用方針に基づく地元自治体への購入意向確認（意向なし）</li> <li>・R1.6～7 アスベスト分析調査（なし）</li> <li>・R1.8～11 登記・測量業務の実施</li> <li>・R1.8～ 不要な資機材の処分</li> <li>・R1.12 不動産鑑定の実施</li> <li>・R2.3 売却</li> </ul>	防災対策部
2	衛星第2統制局舎 ＜直営＞	<p>廃止（解体）</p> <p>当該施設は、本庁舎が地震等により無線統制局としての機能を果たせなくなる場合に備えて平成9年に建設されたが、現在は倉庫として利用している。本庁舎の免震化により無線統制局の機能は確保されていることなどから、廃止（解体）の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部において、当該施設敷地とその背後地を併せた利活用を検討中</li> <li>・保管している無線設備の予備品等の要・不要の分別、設備の廃止に必要な手続きを実施</li> <li>・令和2年度に防災用備蓄品として、新たに新型コロナウイルス感染症対策の資機材を購入したが、現有倉庫に空きがないことから、一時的に保管場所として使用している。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管している備蓄資機材の保管場所確保が必要</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄資機材の移動先の検討</li> <li>・移動先の決定後、物品の移動</li> <li>・総務部の利活用方針等をふまえ、必要な対応を実施</li> </ul>	防災対策部
3	旧三重県鳥居会館 ＜直営＞	<p>廃止（貸付又は用途変更）</p> <p>当該施設は県立看護短期大学として昭和34年に建設されたものである。平成9年に用途廃止をした後は倉庫・書庫として活用していたが平成26年度限りで老朽化に伴い使用を禁止している。建物の解体撤去に多額の費用がかかることなどから、民間活力を生かした利活用スキームも含めて、廃止（貸付又は用途変更）の方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.4～5 部内で課題を整理し、利活用案を策定</li> <li>・H30.6～7 民間事業者から利活用案に対する意見を聴取</li> <li>・H30.7～12 民間事業者の意見をふまえ、部内で利活用案の再検討</li> <li>・H31.1～ 破損個所の直営修繕等コストを抑えた維持管理の実施</li> <li>・R1.12～ 県庁周辺の県有地として利活用の検討</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の有効活用に必要な建物解体の経費は多額であるため、財政状況を考慮しながら実施を検討</li> <li>・定期借地を前提に業者へ聞き取りをした結果、立地等の諸条件から、商業用等の民間による活用は望めない</li> <li>・広域的な公団混土地のため、売却等の処分を行うに際しては、測量・分筆・登記等の整理が必要</li> <li>・利活用に当たっては、同一敷地内にある体育館（リサイクルセンター）の取扱と併せた検討が必要</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的に県庁周辺を再整備する際には代替用地となる可能性があることから、土地は保有したまま利活用を図ることとする。管理に要する費用を最小限に抑えつつ、安全性を確保しながら、実現可能な利活用方法を検討していく</li> </ul>	総務部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
4	職員公舎 (浜島、尾鷲13号) <直営>	<p>廃止(売却)</p> <p>浜島は昭和59年、尾鷲13号は平成7年に職員公舎として建設された。施設の老朽化や今後の利用見込みを踏まえると、地域内の公舎へ集約化を図ることが合理的であることから、集約化により廃止(売却)の方向で検討を進める。</p>	<p>&lt;浜島住宅&gt; 【経過】 ・H30.3.31 入居者の転居完了 ・H30.5 用途廃止手続き ・H30.7~9 敷地の所管換え手続き(農林水産部→総務部) ・H30.9 志摩市へ取得要望照会(結果:希望なし) ・H31.1~ 売却手法の検討、接道条件の改善に向けた調整 ・R2.11~ 接道条件の改善に向けた課題の洗い出し ・R3.10 民間事業者への購入の意向を確認(結果:購入不可)</p> <p>【課題】 ・接道条件等を改善しても民間事業者への宅地のニーズはない ・志摩市に利活用の希望はない ・隣接する栽培漁業センターの種苗生産に悪影響を及ぼす可能性があるため、売却後に振動や汚染の発生する施設が建設されることは望ましくない</p> <p>【今後の予定】 ・引き続き、周辺施設における開発等の動きを注視しながら、売却や貸付に向けた情報収集を行う。</p> <hr/> <p>&lt;尾鷲13号&gt; 【経過】 ・H30.3.31 入居者の転居完了 ・H30.5 用途廃止手続き ・H30.6~ 尾鷲市と県有地内私道の取扱いに関する協議 ・H31.1~ 尾鷲市との協議に向けた情報収集、検討 ・R1.10~ 貸付も考慮した利活用方法の再検討 ・R2.4.1 隣接する尾鷲寮入居者の転居完了、用途廃止手続き ・R2.8~ 尾鷲寮との一体的な売却を念頭に尾鷲市と県有地内私道の取扱いを協議</p> <p>【課題】 ・市管理河川へ県が架設したと考えられる橋を通らなければ公道と接道していない ・隣接する民家の住民は橋を利用するとともに、県有地内の私道を通行している ・売却にあたり必要となる橋と私道の移管にかかる尾鷲市との調整が完了していない</p> <p>【今後の予定】 ・橋と私道の譲渡に向けた協議を尾鷲市と継続する ・尾鷲市との協議が完了するまでの間は貸付に向けて取り組む</p>	総務部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
5	社会福社会館 ＜直営＞	<p>民間活力の導入(PFIなど)</p> <p>当該施設は、社会福祉団体が入居し、高齢者、障がい者、生活困窮者等へ質の高い福祉サービスを提供している。</p> <p>昭和46年に建設後、老朽化が進み、大規模改修の時期が差し迫っていることなどから、建設、資金調達、維持管理、運営等について、PPP/PFI等の民間活力を導入する方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R1.8～R2.3 PFI導入可能性調査の実施 入居団体へのヒアリング、民間事業者からの実現可能性聴取(サウンディング)調査を実施し、現地建替におけるPFI導入可能性を検討。 維持管理面においてコストの削減が期待でき、PFIの導入効果があることを確認。</li> <li>・R2.4～ 課題整理 現地在津波・高潮の浸水想定エリアにあることから、入居団体等とも意見交換を実施し、移転建替えも視野に入れ再検討。 交通の利便性や敷地面積の確保などの観点から建設地を検討し、吉田山会館付近を有力な移転候補地として整理。</li> <li>・R3.4～ 入居予定者等との協議</li> <li>・R3.7～R3.9 吉田山会館付近において地質調査 調査の結果、地表面から8～9m以深に良好な支持層を確認</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新施設が備えるべき機能・役割を整理のうえ、入居団体等と調整し、施設規模等を確定する必要がある。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3年度 新施設への入居団体等との調整</li> <li>・R4.6 基本構想の策定</li> <li>・R4.7～R5年度 PFIアドバイザー業務委託</li> </ul>	子ども・福祉部
6	鈴鹿病院多目的客室 ＜無償貸付＞	<p>移譲(又は廃止)</p> <p>当該施設は、国立鈴鹿病院の重症心身障害児に係るゲストハウスとして昭和44年に建設された。</p> <p>老朽化が進む中、現在に至るまで親の会が有効に活用、管理運営していることを踏まえて、移譲又は廃止の可能性について検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.6～H31.1 親の会との意見交換</li> <li>・H31.2 解体撤去を行う方針を決定。土地所有者である鈴鹿病院へ報告</li> <li>・H31.4 5年間の無償貸付が更新期日を迎えることから、私物撤去等の準備期間を考慮し、H31.4.1～R1.7.31を貸付期間とする貸借契約を親の会と締結</li> <li>・R1.5 鈴鹿病院に取壊しにかかる協力を依頼</li> <li>・R1.8 貸付期間満了につき、親の会と共に現地確認を実施</li> <li>・R1.12 12月補正にて解体工事費を計上</li> <li>・R2.1 解体工事入札手続き</li> <li>・R2.3 解体工事完了</li> </ul>	子ども・福祉部
7	旧知的障害者更生相談所 ＜無償貸付＞	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設を併せた施設として平成11年に建設されたものである。更生施設においては、行動観察により処遇方針を作成するといった事業を行っていたが、平成18年に両施設を廃止した後、平成19年からは社会福祉法人に貸与し、障害者支援施設として、他の施設では対応困難なケースを積極的に受け入れるとともに、行動観察事業の実施等、県の先進的・模範的な取組を推進している。</p> <p>令和3年度までの貸与契約等を締結済であることから、契約期間満了後を見据え、両施設の移譲・売却の検討を進める。</p> <p>知的障害者更生相談所については、平成21年度より身体障害者更生相談所と統合し、障害者相談支援センターへ移転。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R1.5～ 貸与先である社会福祉法人と売却に向けた協議</li> <li>・R2.10 土地境界確定</li> <li>・R3.2 不動産鑑定</li> <li>・R3.5 公有財産評価会議において評価額決定</li> <li>・R3.11 法人と売却について仮契約締結</li> <li>・R3.12 財産処分議案議決に伴い本契約の効力発生</li> <li>・R4.1 所有権移転(引渡し)(完了)</li> </ul>	子ども・福祉部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
8	旧小児心療センターあすなろ学園、同分校 旧草の実りハビリテーションセンター	教育委員会への管理替え  当該施設は、老朽化に伴い、平成29年6月、子ども心身発達医療センターを新規開設したため、旧施設となっている。 跡地の有効活用が見込まれることから、建物を解体し、土地を売却する方向で検討を進めてきたが、見直しの考え方及び方向性を、「売却」から「教育委員会が利用(うち一部は津市へ譲渡)」へ変更	【経過】 ・H31.3 解体工事完成 ・R1.5～R2.3 用地測量業務の実施 ・R1.6～R1.11 地盤変動影響調査(事後)業務の実施 ・R1.9～R2.8 用地境界立会の実施 ・R2.7～9 家屋補償契約 ・R2.10 境界確定完了 ・R2.11 見直しの考え方及び方向性を、「売却」から「教育委員会による盲学校・聾学校の建築用地利用」へ変更。 また、用地のうち一部は「津市へ調整池用地として譲渡」へ変更。 ・R3.3 教育委員会への管理替え完了  【今後の予定】 ・R4 調整池用地を津市へ有償譲渡	子ども・福祉部
9	交通安全研修センター 〈指定管理〉	団体研修特化型施設として継続  当該施設は、参加・体験・実践型の交通安全教育を行うため、平成7年に建設された。 当該施設での研修について、ほとんどの受講者が交通安全に対する意識が向上している。(受講者アンケートより) 県内の人口10万人当たり交通事故死者数は全国的には上位であり、交通安全教育は警察、市町、関係機関・団体等においても実施されていることから、取組の更なる効率化を図る必要がある。 このことから、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できる県交通安全教育の中核施設として、現有施設・設備の強みを生かした団体研修特化型施設として研修受入者を増やし、交通事故を減少させていきたい。	【経過】 ・R1.8 団体研修利用者増加手法、施設運営体制の再検証 ・R1.10 協議を踏まえた県の再対応方針の検討 ・R1.11まで 見直し案の効果や費用の検証 ・R2.2 見直しの方向性案を議会で説明 ・R2.6 「三重県交通安全研修センター条例」の一部改正 ・R2.7 次期指定管理者選定委員会の開催 ・R2.7～9 次期指定管理者の公募開始・申請受付 ・R2.10 9月定例会議に選定過程の状況を報告、選定委員会による審査、指定管理候補者の選定 ・R2.11 11月定例会議へ指定管理者指定議案を提出 ・R3.1 指定管理者の指定 ・R3.3 協定の締結 ・R3.4 指定管理者による団体研修特化型施設としての施設管理を開始(完了)	環境生活部
10	みえ県民交流センター 〈直営、一部指定管理〉	開館日や開館時間等を見直し、施設のあり方等については、引き続き検討  当該施設は、県民の自発的な社会貢献に関する活動の促進と国際化の推進を目的に、平成13年に建設された。 また、当該施設は、災害時に県域で支援活動を行う団体(みえ災害ボランティア支援センター、災害時多言語支援センター)の拠点や連携の場となる機能を有している。 今後、開館日時やフロアの活用方策の見直しにより、施設を一層効率的・効果的に活用していく。	【経過】 ・R1.5～7 施設の市場性に関する聴き取りを実施 ・R1.5～9 施設の有効活用策について、関係者や利用者との意見交換を実施 ・R2.3～6 施設の市場性に関する追加聴き取りを実施 ・R2.6～ 施設の有効活用策や移転も含めた施設のあり方について、関係者と協議 ・R2.7～9 開館時間の見直しに関する試行を実施 ・R2.9～ 施設の一部を「就職氷河期世代就労支援センター」として賃貸 ・R3.3 「みえ県民交流センター条例」を一部改正(開館日時の変更) ・R3.4～ オンライン環境の向上に向けた検討を実施 ・R3.6 次期指定管理者選定委員会を開催 ・R3.7～9 次期指定管理者の公募開始・申請受付 ・R3.7～R4.3 「おしごと広場みえ」による土曜日開所を試行 ・R3.10 9月定例会議に選定過程の状況を報告、選定委員会による審査、指定管理候補者の選定、施設の一部を「三重県生涯現役促進地域連携協議会」に賃貸 ・R3.11 11月定例会議に指定管理者指定議案を提出 ・R4.1 指定管理者の指定  【課題】 ・引き続き関係者との調整等が必要  【今後の予定】 ・R4.3 協定の締結 ・R4.4 次期指定管理期間の開始(開館日時の変更開始)	環境生活部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
11	旧博物館 ＜直営＞	<p>廃止（売却）</p> <p>当該施設は、県民の教養等に資するため、昭和28年に建設された。三重県総合博物館が開館したため現在は閉館していること、また、当該施設の敷地へNHK津放送局が移転するとして、県と同局が基本合意を締結していることから、売却に向けて手続きを進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H29.5 県とNHK津放送局で移転に向けた基本合意を締結</li> <li>・H30.3 『津市都市マスタープラン』に同局の移転について記載</li> <li>・H31.2 津市都市計画変更決定</li> <li>・R2.12 土地売買契約締結</li> <li>・R3.1 所有権移転（引き渡し）（完了）</li> </ul>	環境生活部
12	旧留学生センター ＜直営＞	<p>管理換え（埋蔵文化財センターの収蔵庫として使用）</p> <p>当該施設は、1・2階が企業庁職員の福利厚生施設「いなづま会館」（企業庁所管）、3階が留学生・海外技術研修員等の受入施設「三重県留学生センター」（環境生活部所管）として、昭和59年に建設された。現在はいずれも使用されていないこと、また、県教育委員会から埋蔵文化財センターの収蔵庫としての使用要望があったことから、施設の有効活用ができるよう調整を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.3.16 県教育委員会への管理換えにかかる、当部、企業庁、教育委員会事務局との最終打ち合わせ</li> <li>・H30.3.26 教育委員会への管理換えにかかる承諾文書発出</li> <li>・H30.4.1 教育委員会への管理換え（完了）</li> </ul>	環境生活部
13	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 旧三重ソフトウェアセンター社屋 ＜四日市市管理＞	<p>廃止（解体撤去）</p> <p>当該施設は、(株)三重ソフトウェアセンターの社屋として平成5年に建設されたものであるが、平成20年に同社を解散した後は、四日市市が企業等向けに事務所等の貸付を行ってきた。平成30年12月に入居企業が退去したため平成31年4月1日から休館している。四日市市から入居希望者の意向確認の結果、入居希望者が集らず、利活用が見込めないとの報告があったため、協議の結果、廃止（解体撤去）の方向で見直しを進める。</p>	<p>＜鈴鹿山麓リサーチパーク全体＞</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H19.8 三重ハイテクプラネット21構想廃止</li> <li>・R2.9 「リサーチコア及び試験研究施設」に限定した土地の用途を「準工業地域で建築可能な建築物（住居系を除く）」に変更（四日市市）に伴い終了</li> </ul>	地域連携部
		<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市に対して、入居希望者の意向確認状況等、対応方針の確認</li> <li>・市の解体方針もふまえ、部内で課題を整理し、対応策を検討</li> <li>・市と廃止（解体撤去）の方向で見直すことについて協議</li> <li>・R2.12 見直しの方向性について議会で説明</li> <li>・R3.2 廃止（解体撤去）に向けて、県が負担すべき費用をR3年度当初予算に計上</li> <li>・R3.3～ 解体に向けて四日市市と引き続き協議</li> <li>・R3.6 アスベスト調査の結果含有が判明</li> <li>・R3.12 県が負担すべき費用に係る補正予算の計上</li> </ul> <p>[市の対応状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.11～意向確認</li> <li>・R2.11 意向確認終了（希望者集まらず）</li> <li>・R2.11～12 市常任委員会に解体方針を説明、補正予算で解体設計費を予算計上</li> <li>・R3.2 市議会に解体工事費予算を提出</li> <li>・R3.5 アスベスト調査の実施</li> <li>・R3.6～ アスベスト含有が判明、追加費用見積もり</li> <li>・R3.8 解体撤去に係る補正予算を計上</li> <li>・R3.11 解体工事入札</li> <li>・R3.12 解体工事契約</li> <li>・R4.1 解体撤去着手</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.5 解体撤去完了</li> </ul>	デジタル社会推進局	

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
14	ゆめドームうえの ＜指定管理＞	<p>「継続」または「民間活力を利用したさらなる施設運営の効率化」</p> <p>当該施設は、平成9年に建設された屋内体育施設である。 県有施設としては広域利用が前提となるが、一部の施設の利用者は伊賀市内の居住者が多くを占めていること、維持管理に多額の費用を要していること、今後、多額の改修費用が見込まれることから、一層の広域での利用促進と維持管理費用の削減も含め、今後の見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R1.11～R2.2 民間活力を利用した効率的な施設運営の事例調査検討</li> <li>・R1.12 伊賀市へ移譲に関する意向を確認</li> <li>・R2.5～R2.9 民間活力導入可能性調査</li> <li>・R2.11～R2.12 議会、伊賀市、名張市に見直しの方向性に基づく検討方針を説明</li> <li>・R3.8 民間移譲に係る公募開始</li> <li>・R3.10 移譲先を決定</li> <li>・R3.12 議会において財産処分関連議案を可決</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <p>R4.4.1～ 施設引き渡し</p>	地域連携部
15	三重交通G スポーツ の杜 伊勢(体育館) ＜指定管理＞	<p>継続検討</p> <p>当該施設は、三重交通G スポーツの杜 伊勢(三重県営総合競技場)内における体育館施設として、メインアリーナ(昭和39年)及びサブアリーナ(昭和47年)が建設された。 ともに老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、三重交通G スポーツの杜鈴鹿には県営体育館が、近隣には体育館機能を有した県営サンアリーナが存在することから、今後の県営体育館のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <p>○R1.5～R3.3 部内で課題を整理し、見直しの方向性に沿って検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営体育館としてのあり方、必要性、広域的役割について整理</li> <li>・体育館機能を維持していくための方策(改修・建替)を整理</li> </ul> <p>○R3.5 部としての見直しの方向性について伊勢市と情報交換を実施</p> <p>○R3.6～R4.1 庁内で協議を実施</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの方向性の決定に向けて、引き続き庁内で協議を実施</li> </ul>	地域連携部
16	三重県営松阪野球場 ＜指定管理＞	<p>県営存続</p> <p>見直しの考え方に基づいた調査検討や松阪市との協議を行った結果、引き続き県営として存続し、県で最低限必要な維持修繕を実施していく。</p> <p>当該施設は、昭和50年に建設された。老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、県内の主要な市営球場と比較して広域性がより高いとは認められないことなどから、今後の県営野球場のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部内で課題を整理し、見直しの方向性の検討に向けて論点を整理</li> <li>・今後の球場のあり方について松阪市と協議を実施(H30年度8回、R元年度6回)</li> <li>・見直しの方向性を議会で説明</li> </ul>	地域連携部



No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
17	鳥羽休憩所 (鳥羽ビジターセンター) <直営>	<p>移譲(又は廃止) (令和4年度末までに譲渡又は売却先が確保できなかった場合は、施設を撤去する)</p> <p>当該施設は、伊勢志摩国立公園の総合案内を目的に昭和47年に建設されたもので、伊勢志摩の歴史や文化等への認識を深めてもらう場として、また、自然体験の総合窓口として情報発信などを行っている。</p> <p>鳥羽市の観光案内所などと一部の機能が重複していること、利用者数が少ないこと、県以外の主体が地域のエコツーリズム等の活動拠点として活用できる可能性があることから、関係団体等への移譲、又は廃止について検討を進める。</p>	<p><b>【経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.1～H30.11 県、市町、国立公園協会を構成員とした検討会において、県有施設の移譲又は廃止について理解が得られた。</li> <li>・H30.12～R1.11 施設の譲渡について関係市町や関係団体と個別に調整を行ったところ、どこも受入れは困難との状況であった。そこで、関係市町の協力により、現施設で活動している国立公園協会の拠点の移転先として7箇所を検討し、可能性の高いところから個別に調整を行うこととした。</li> <li>・R1.12～R2.2 さらに移転先を絞り込み、利用者数、エコツーリズムの活動拠点、既存施設との相乗効果の観点を踏まえ調整を進めた。</li> <li>・R2.3 国立公園協会とともに移転候補先との調整を行った。</li> <li>・R2.6 国立公園協会総会(書面)資料により協会の「他の施設への移転」が協会会員へ周知された。</li> <li>・R2.7 国立公園協会とともに8箇所目となる移転候補先の現地を調査した。</li> <li>・R2.9 国立公園協会の臨時理事会において、移転先が決定された。</li> <li>・R3.1 国立公園協会から、R3.9に拠点を鳥羽市内に移転するとの報告があった。</li> <li>・R3.9 国立公園協会の拠点が鳥羽市内に移転した。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設譲渡について、関係市町や国立公園協会の意向を踏まえ、慎重に進める必要がある。</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園協会の拠点が移転したことから、関係市町や国立公園協会の意向を踏まえて、地元企業等への施設の譲渡又は売却、あるいは取壊しを決定する。</li> </ul>	農林水産部
18	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 鈴鹿山麓研究学園都市センター <直営>	<p>廃止(解体撤去)</p> <p>当該施設は、科学技術の振興及び県内産業の高度化を図る目的で平成10年に建設された。企業向けに会議室等の貸出しを行ってきたが、施設の稼働率が低調なことや、維持管理に多額の費用を要することなどから、平成31年4月から休館している。</p> <p>老朽化に伴い必要となっている大規模修繕費及び維持管理経費に見合う利活用が見込めないことから、施設を廃止・解体のうえ、四日市市から借りている土地を返還する方向で見直しを進める。</p>	<p>令和元年度で都市センター廃止。 建物を解体のうえ、土地を四日市市へ返還する。</p> <p><b>【経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H31.4～ 休館</li> <li>・R2.3 条例廃止(議会)</li> <li>・R2.3末 廃館</li> <li>・R2.4～ 建物解体の設計</li> <li>・R3.8～ 解体工事入札手続き</li> <li>・R3.11 解体工事着手</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R4.10 解体工事完了</li> <li>・R4.11以降 土地の返還</li> </ul>	雇用経済部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
19	北勢中央公園 ＜指定管理＞	<p>整備計画の見直し及び未利用地の利活用検討</p> <p>当該施設は、四日市市・いなべ市・菰野町にまたがる都市公園であり、平成5年から順次供用を開始している。現在、整備途中であるが、利用状況からみて施設の規模や機能が現状で概ね足りていると考えられること、完成に向けては多額の事業費を投入する必要があることなどから、整備計画の見直し及び買収済み公園用地の利活用について、関係市町と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・野球場サブグラウンド(1面)やテニスコートの増設(4面)、新たなエリアの整備を休止すること</li> <li>・現在整備中のエリアはこのまま整備を進め完成させること</li> <li>・用地買収については買取請求に応じ買収を完了させること</li> <li>・未利用地については、当該公園の設置目的の一つでもある「良好な自然環境の保全を図る」ため、修景施設(主に樹林地)として利用していくこと</li> </ul> </li> <li>○上記方針について関係市町(四日市市、いなべ市、菰野町)に説明</li> <li>○上記方針に基づき取組を実施</li> <li>○コロナ禍の中、公園利用者が効果的に運動できるよう健康遊具を設置した(みんつく予算)</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○用地買収を早期に完了させるため、地権者と協議を進める</li> <li>○公園施設を適正に維持管理するため、管理用通路(園路)等の整備を進める</li> <li>○未利用地の利活用については、引き続き検討を継続</li> </ul>	県土整備部
20	熊野灘臨海公園 ＜指定管理＞	<p>用途変更(維持修繕計画の見直し)</p> <p>当該施設は、広域的なレクリエーション需要を充足することを目的とした都市公園であり、昭和53年から順次供用を開始している。施設の利用状況に変化がみられることなどから、利用者のニーズや地域の集客施設への影響なども勘案し、施設の維持修繕計画の見直しについて関係市町等と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化が進む当該公園の各種施設の今後のあり方(継続・廃止・用途変更など)を県、町、施設管理者等と検討に着手していくこと</li> <li>・上記あり方についての検討結果を踏まえ、各公園施設のより具体的な維持修繕の方針を取りまとめること</li> </ul> </li> <li>○平成30年度は、関係者(三重県、紀北町、指定管理者)による「熊野灘臨海公園のあり方に関する検討会」を4回開催し、公園施設の今後の必要性や取組の優先順位等を検討</li> <li>○令和元年度は、平成30年から老朽化により営業を休止しているプールの取扱い(修繕、規模縮小、別施設への用途変更等)を含めた公園の利用促進方策等について、地域振興、観光振興など幅広い視点から検討を行うため、関係者(三重県、紀北町、指定管理者、東紀州振興公社、紀北町観光協会)からなる「熊野灘臨海公園の利用促進検討会」を3回開催し、下記の方針を決定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存プールは廃止し、新たな集客・誘客施設として規模を縮小したうえで海水浴場に隣接したプールを再整備</li> <li>・プール跡地は大規模地震発生時における公園利用者の避難地として活用できる高台広場として整備</li> </ul> </li> <li>○プールの再整備計画等を踏まえた具体の維持修繕計画を策定</li> <li>○令和2年度は、プール施設の詳細設計を実施。また、公園施設を活用したワーケーションを推進するため、老朽化したコテージの改修設計およびコテージへの通信環境(Wi-Fi)を整備</li> <li>○令和3年度は、老朽化したコテージの改修工事が完了したほか、プール予定地の造成工事に着手</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年度に策定した維持修繕計画に基づき、公園施設の適正な維持管理を進めていく</li> <li>○プールについては令和5年夏まで、高台広場は令和8年度中の完成をめざす</li> </ul>	県土整備部



No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
21	鈴鹿青少年の森 〈指定管理〉	<p>民間活力の導入(PPP/PFIなど)</p> <p>当該施設は、次世代を担う青少年が自然の中でスポーツや野外活動に親しみ、心身を鍛錬し豊かな人間性を養う場とするため、明治100年を記念して整備に着手し、昭和47年までに整備をすべて完了し、以来、全面供用している。</p> <p>平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用し、利用者数も順調に増加しているところがあるが、鈴鹿サーキットや交通量が多い道路に隣接するなど、好立地にあること、隣接する県有施設(鈴鹿青少年センター)においても、施設見直しの検討が進められていることなどから、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.11 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、教育委員会とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取</li> <li>・R1.6～R2.1 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を教育委員会と連携しながら実施</li> <li>・R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取</li> <li>・R2.9 民間事業者のコロナ禍の影響や投資意欲についてヒアリングを実施</li> <li>・R2.10 公募型設置管理許可制度(Park-PFI)により駐車場や飲食施設(民間提案)などを整備する方針を決定</li> <li>・R3.2 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業者の公募準備を開始(アドバイザー業務契約締結)</li> <li>・R3.4 PFI法第15条に基づき「実施方針策定見直し」を公表、民間事業者への参加意欲及び事業全般に対する意見を聴取</li> <li>・R3.6 条例改正および債務負担行為設定の議案を可決(6月定例月会議)</li> <li>・R3.6 PFI法第5条に基づき「実施方針および要求水準書(案)」の公表</li> <li>・R3.8 入札公告(総合評価一般競争入札)</li> <li>・R4.1 落札決定</li> </ul> <p>【課題】</p> <p>R4.3の事業契約に向け、契約手続き等を着実に進めていく必要がある</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R4.3 事業契約(議案事項)</li> <li>(以下参考)</li> <li>R5.2 リニューアルオープン(公園)</li> <li>R6.4 リニューアルオープン(青少年センター)</li> </ul> <p>—参考—</p> <p>〈サッカースタジアム建設について〉</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R2.1.29 「鈴鹿青少年の森」敷地内へのサッカースタジアム建設に係る知事要望(鈴鹿市、鈴鹿市サッカー協会、(株)アンリミテッド)</li> <li>R2.10.28 「鈴鹿青少年の森」敷地内へのサッカースタジアム建設に係る知事への協力依頼(鈴鹿市、(株)アンリミテッド)および報道発表</li> <li>R3.6.29 鈴鹿市に対し、都市公園法第5条の規定によるスタジアムの設置管理を許可</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R5.2 スタジアム完成(予定)</li> </ul>	県土整備部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
22	鈴鹿青少年センター ＜指定管理＞	<p>民間活力の導入(PPP/PFIなど)</p> <p>当該施設は、自然に親しむ機会を青少年に提供するため昭和59年に建設され、宿泊・自然体験活動等を実施している。</p> <p>学校・クラブ等による青少年の健全育成を目的とした利用を基本としつつ企業・家族等の利用が一定数を占めていること、指定管理料の削減に努めてきたものの依然として多額の維持管理費がかかっていること、鈴鹿青少年の森に隣接し好立地にあり子どもの集団宿泊・体験活動の場としての機能を果たす民間による活用も考えられることを考慮し、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H30.8 「平成30年度第1回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、民間事業者から民間活力の導入について意見を聴取</li> <li>・H30.11 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、県土整備部とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取</li> <li>・R1.6～R2.1 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を実施</li> <li>・R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取</li> <li>・R2.9 民間事業者のコロナ禍の影響や投資意欲についてヒアリングを実施</li> <li>・R3.2 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業者の公募準備を開始(アドバイザー業務契約締結)</li> <li>・R3.4 PFI法第15条に基づき「実施方針策定見直し」を公表、民間事業者への参加意欲及び事業全般に対する意見を聴取</li> <li>・R3.6 条例改正および債務負担行為設定の議案を可決(6月定例会議)</li> <li>・R3.6 PFI法第5条に基づき「実施方針および要求水準書(案)」の公表</li> <li>・R3.8 入札公告(総合評価一般競争入札)</li> <li>・R4.1 落札決定</li> </ul> <p>【課題】</p> <p>R4.3の事業契約に向け、契約手続き等を着実に進めていく必要がある</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R4.3 事業契約および条例改正(議案事項)</li> </ul> <p>(以下参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R5.2 リニューアルオープン(公園)</li> <li>R6.4 リニューアルオープン(青少年センター)</li> </ul>	教育委員会

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名								
23	旧職員公舎等(27施設) (直営)	<p>建物付きで処分可能な物件について積極的に処理検討</p> <p>当該施設は、警察職員向けの公舎等として建設されたものであるが、現在は老朽化等によりその用途を廃止している。</p> <p>維持管理費が必要となっていることから、建物付きで売却可能な物件があれば、処理を進めることを検討する。</p>	<p><b>【経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H29.12 旧職員公舎等(37施設)が見直し対象敷地が県有地の物件を建物付きで売却すべく管財課と協議</li> <li>県有地以外の物件は、解体又は譲渡すべく関係機関と協議</li> <li>・H30.2 旧島津公舎を用途廃止で追加(38施設)</li> <li>・H30.3 旧職員公舎2施設(旧神田公舎、旧島津公舎)を無償譲渡(36施設)</li> <li>・H30.9 旧四日市北警察署を用途廃止で追加(37施設)</li> <li>・R1.5 旧若葉町住宅を建物付きで売却(36施設)</li> <li>・R1.11 旧大長公舎の土地を東員町に返還(旧公舎は東員町が解体)(35施設)</li> <li>・R2.3 旧穂原警察官駐在所を解体、土地を南伊勢町に返還(34施設)</li> <li>旧和具第一警察官駐在所を用途廃止で追加(35施設)</li> <li>・R2.4 旧和具第二警察官駐在所を用途廃止で追加(36施設)</li> <li>旧森住宅を建物付きで売却(35施設)</li> <li>旧四日市北警察署を建物付きで売却(34施設)</li> <li>・R3.1 旧紀伊長島住宅を解体、土地を紀北町に返還(33施設)</li> <li>旧妙法寺住宅を解体、土地を津市に返還(32施設)</li> <li>・R3.3 旧泉第二住宅を解体、県管財課と土地返還に向け協議(31施設)</li> <li>旧城田警察官駐在所を解体、土地をJA伊勢に返還(30施設)</li> <li>・R3.5 旧大谷住宅A棟、B棟、C棟を解体、土地を松阪市に返還(27施設)</li> <li>・R3.6 旧職員公舎2施設(旧八知公舎、旧竹原公舎)について、今後の利活用が見込めなくなったため、追加(29施設)</li> <li>旧大宮住宅を用途廃止で追加(30施設)</li> <li>・R3.8 旧向井住宅A棟及びB棟を解体、県管財課と土地返還に向け協議(28施設)</li> <li>・R4.1 旧塔世寮を解体(27施設)</li> <li>・R4.2 旧多度住宅の売却に向けた入札公告実施</li> </ul> <p>《底地所有者による分類》</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>県有地</td> <td>13施設</td> <td>国有地</td> <td>2施設</td> </tr> <tr> <td>県・国有地以外</td> <td>12施設</td> <td>合計</td> <td>27施設</td> </tr> </table> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体に要する経費(試算)が高額である。</li> <li>・敷地が県・国有地以外の物件は、建物を譲渡できない場合には、更地にしての返還が必要</li> </ul> <p><b>【今後の予定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧御殿場住宅、旧河原田住宅1号館、2号館、旧ベルハイツ松阪、旧池ノ脇住宅1号館、2号館については、売却に向けた取組み(立会、測量、分筆等)を進めている。</li> <li>・外22施設については売却が見込めないため、建物解体、土地の返還を行う。</li> </ul>	県有地	13施設	国有地	2施設	県・国有地以外	12施設	合計	27施設	警察本部
県有地	13施設	国有地	2施設									
県・国有地以外	12施設	合計	27施設									